

平成18年度 商法 I 講義レジュメNo.2

□商法の特徴

- 企業の活動に関する特徴
- 企業の組織に関する特徴

テキスト参照ページ:

1

講義のねらい

- ・企業の人的・物的施設や企業活動に関して、商法が特に民法と比較してどのような特色をもっているかを具体例に即して概観する。
- ・商法が民法の特別法であるということをより具体的に理解する。

2

1. 企業の活動に関する特徴

- ① 営利性：全ての企業活動は営利を目的とする
- ② 契約自由（方式自由）の原則
- ③ 簡易迅速性
- ④ 個性の喪失：取引相手や目的物の個性があまり重視されない
- ⑤ 定型化：集団的な法律関係を（画一的）に処理する必要
- ⑥ 公示主義
- ⑦ 外観主義
- ⑧ 安全保障主義・責任加重主義

3

①営利性

- ※営利とは「を利得すること」
- ・活動主体は「」（営利を目的として活動する主体）として規定される（商人：4条）
 - ・商人の行為の「」の原則（512条・513条など）
 - ・「」の引き上げ（514条）

4

有償性の原則

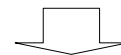
- 有償・無償とは：
（）を支払う場合を有償といい、支払わない場合を無償という
- 民法上無償が原則とされる場合でも商法上は有償が原則（特に対価を支払うことを約束しなくても請求できる）とされる



5

「商事法定利率」（514条）とは

- ※「法定利率」とは：「利息が生ずる債権について、利率についての当事者の定めがない場合」、または「」に対して適用される利率のこと
- 民法404条（民事法定利率）参照



民事の年5分から年6分に引き上げ



6

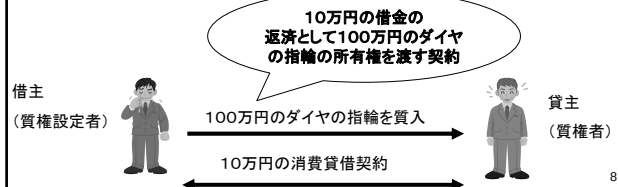
②契約自由の原則

- 個人の契約関係は、契約当事者の自由な意思によって決定されるのであって、国家（法律）は干渉してはならないという原則：契約を締結するかどうかについての自由（締約の自由）、どのような相手方と契約をするかについての自由（相手方選択の自由）、どのような内容の契約をするかについての自由（内容の自由）、どのような方式による契約をするかの自由（方式の自由）がその内容⇒**私的自治の原則**
- 明文で[]を明らかにする規定が多い（21条・521条・544条など）
- 「[]」の禁止（民349条）の解禁（515条）：**商行為によって生じた債権**の担保のためであれば認められる

7

流質契約とは？（民349条）

- 質権設定者（お金を借りる人）が、質権設定行為（お金を借りる代わりに担保として動産等を引き渡す行為）または債務の弁済期前の契約によって、質権者（お金を貸す人）に弁済として質物の所有権を取得させたり、法律の定めた方法（競売）によらずに質物を処分（他人に売ってお金にするなど）させる約束をすること。



8

考えてみよう！

- ※流質契約が民法で禁止されている趣旨は？
→債務者の困窮につけ込んだ「[]」を防止するため（お金を借りる時点では債務者の立場が弱い）
- ※では、商行為によって生じた債権の担保のためであれば流質契約が許されるのはなぜか？
- []
 - []
- ※質権者のためにのみ商行為となる場合はどうか
→商法3条1項（一方的商行為）参照

9

③簡易迅速性

- ※趣旨：企業が営利の目的を実現するためには、その活動（契約等）が「[]」かつ「[]」に行われるため、その**簡易かつ迅速な締結および履行**が要請される。
- 具体的には？

10

簡易迅速性の具体的現われ

- 商行為の代理（504条）：「[]主義」
- 契約の申込の効力（507・508条）
- 売主の「供託権」・「自助売却権」（524条）
- 「[]」の解除（525条）
 - 参照：契約の解除と定期行為の解除（民法540条、541条、542条）
- 各種債権に関する「[]」
 - （522条・566条など）

11

④個性の喪失

- 商取引においては、取引相手の個性よりも取引の内容が実現されることが重要（誰が取引相手かはあまり問題にならない）
- 問屋の「介入義務」（549条）
- 代理人の「履行義務」（504条但書）

12

⑤定型化

- 本来、契約の方式は自由であるのが原則であるが、大量の取引を効率的に処理する要請から取引が定型化・要式化される
- 「定型書面」の利用
(株式申込書：会203Ⅱなど)：近時、電子化、ペーパーレス化も進みつつある
- 「」の利用(附合契約)
- 取引の「要式化」(法律上は、諾成・不要式であるが実務上は契約書が交わされるのが通常)

13

⑥公示主義

※趣旨：諸種の事項を公示(情報を誰もが触れることができる状態にすること)して、取引の相手方である第三者を保護し、集団取引の円滑・安全を保障する
よく出るキーワード

⇒

14

公示主義の具体的現われ

- 「商業登記制度」(5、6、8条以下、会社907条以下)
- 会社における「公告制度」(会939条以下)→定款の絶対的記載事項ではなくなった(電子公告制度の導入)
- 計算書類・定款・議事録その他の書類の備置および公示
(会31、318、440、442条など)

15

⑦外観主義(表見主義)

※趣旨：外観(見た目)と真実が一致しない場合に、外観に優位を認めてそれを標準として問題を解決する要請⇒見た目を信頼した者が思わぬ不利益を被ることがないようにするため
⇒権利外観法理：民法上は表見代理などの根拠となる法理

16

外観主義の具体的現われ

- 「」による責任(9Ⅱ、会908Ⅱ)
- 「の責任」(14、会社9)
- 包括的代理権の制度
(例：「商業使用人」など)
- 「表見支配人」(24、会社13)、「表見代表取締役」(会社354)、「表見代表執行役」(会社421)
- 「善意取得」制度の強化
(参考：民192と小切手法21、商法519Ⅱなど)

17

民法の即時取得との違い

- 真の所有者の占有喪失の理由を問わない、善意・軽過失でよい(悪意・重過失がない限り成立する)

※参照：民法上の即時取得(民192条)との比較(取引行為によって、平穩に、かつ、公然と、善意・無過失)

18

⑧安全保障主義・責任加重主義

※趣旨：円滑な企業活動を保障するため、当事者の期待している経済上の効果の実現が確保されるような手当が必要

19

具体的現われ

- 特別の履行担保責任：（504但書・549・553など）
- 「」：（会社120Ⅳ括弧書、428Ⅰ）
- 無過失立証責任（705・560など、会社120Ⅳ、423Ⅲ）
- 注意義務の加重：（591・594など）
- 免責約款の効力の制限：（594Ⅲ・739）
- 多数当事者の「」（511など）
- 商法上の特別の担保制度「広義の商事留置権」（31・521など）

20

2. 企業の組織に関する特色

- ① 資本の糾合：企業の物的基礎となる多額の資本を集める手段が民法以上に充実
- ② 労力の補充：企業に必要な人的基礎となる労働力を充実させる特殊な制度
- ③ 危険（リスク）の分散：損失の危険を多人数で分担して負担するシステム
- ④ 有限責任制度：当事者の責任を一定額または特定の財産に限定するための制度
- ⑤ 企業の維持：企業の社会経済的価値の尊重

21

①資本の糾合

- 「」：当事者の一方が相手方のために出資をなし、利益の分配を受ける契約（535以下）
- 各種会社：株式・合名・合資・合同・特例有限会社（出資を行い会社の社員になり会社の経営に関与するとともに、利益の分配を受ける）

22

②労力の補充

- 民法上の制度：などの契約、代理
- 商法上の制度：商業使用人（支配人など）、いわゆる補助商（代理商、仲立人、問屋、運送人など他の商人の営業を補助する独立の商人）

23

③危険（リスク）の分散

- 損害保険など
- 匿名組合、各種の会社などはこの効果も有している

24

④有限責任制度

※趣旨:大規模企業の成立または大規模企業への参加を促進する

- 人的有限責任（合資会社の有限責任社員、合同会社・株式会社の社員）：責任を一定額に制限
- 物的有限責任（607条：預証券の所持人など）：責任を一定の財産に限定

25

⑤企業の維持

- 企業の独立性を確保するための諸制度
 - 「」・会社の「」など
- 営業（事業）譲渡、合併、会社分割、組織変更、持分会社間の種類の変更（定款変更）など

26